

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 発行日：2016年5月20日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp 電話 080-4865-3159(稲垣)
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

No. 1



2014年10月末 双葉町にて

何としても帰りたい 町民みんなで安全なふるさとへ
みんなそろって帰りたい
そして、早く時を動かしたい
悪夢の3月11日から 希望の3月12日に

井戸川克隆

コラム 俺の話を受け！ 震災6ヶ月後に思うこと 井戸川克隆

*編集注：これは2011年8月16日に双葉町の町長として記述した原稿をもとに掲載しています。

■事故発生

3月11日はいつもの通りの朝で、いつもの通りに7時30分頃役場に出勤した。議会開催中なので身を引き締めながらの朝だった。予算、人事などの案件が主なもので、町の借金返済のために事業を切り詰めてきた結果、少し明るくなる兆しが見えたので成立を待っていた。午後1時過ぎ、双葉郡町村会の会長就任が決まっていたので、資料作成や組合運営のための指示書を町村会館へ届けに行った。その帰りに地震に遭遇した。この地震の大きさは今までの地震とはまったく比べものにならなかった。このときに私の時計は止まってしまった。

■反省

私たちの先輩は、原子力発電所を誘致するとき、双葉町に住めなくなることや避難生活をするなどなどを想定した約束はしていなかったと思う。安全神話と地域発展が、誘致を決意させたと思う。後輩の私たちもそれを信じて今まで一体となって生活をし、多くの町民が仕事を得てきた。その記憶は今や走馬灯のように浮かんで、消えていってしまう。今の生活が夢であって欲しいと思う。

■正しく見ていけないと

毎日の報道を見ていると、私たちの知らないところで知らないことが決められている。何のための制度を誰のために作るのか。自分のことは自分たちで考え、議論したものを責任者に求めていきたい。一番大事な健康と被曝について語られていない。避難生活で多くの年配者には不自由な食事のために栄養が偏り、運動不足による筋肉の衰えで自力歩行が不自由になるなど、様々な健康障害が出ている。さらに緊張が取れないために精神的な障害もある。災害救助法がいかに時代遅れか、基本的人権から言うと優しくない。仮設住宅は多くの問題を抱えているのに改善されない。政府も同じ期間、この狭くプライバシーもない雨漏りのする住宅に入居してみれば、問題に気づくだろう。

■問題を整理する

この問題は非常に複雑だ。先ずこれだけの被害者が出ているのに加害者が誰だか分からない。東京電力の社長は交代してしまった。補償するのは東京電力。何のための補償か。被害者が納得のいくまで賠償するのも常識の世界だ。国が運転を認めなかった

ら、運転は出来ない仕組みなのに、なぜ国が刑事責任を免れられるのか不思議である。その国が反省をしないで、新たな制度を作るのは納得しがたい。

■被曝問題

私たちには多かれ少なかれ放射線による被曝の恐れがある。チェルノブイリ事故で多くの子供達が放射線被曝障害で苦しんでいる姿は悪夢であった。広島・長崎の姿も地獄であった。福島第一原発事故の規模は、広島・長崎よりもはるかに大きく、チェルノブイリと並ぶのに、なぜか被曝問題は大きく取上げられていない。町の存続と家系の継続を考えた時、一番大切な健康調査がこんなに遅れたのは行政の不作为行為に当たっていると思っている。いったいこの国は誰が国民を守るといえるのか。今頃になって測っても数値には出ないので安全と言うであろう。しかし、あの3月12日から20日の間に検査していれば、多くの町民がヨウ素被曝をしていたことがわかっただろう。こんなことで「健康に問題ありません」と言えるのだろうか。5年後、10年後になっても発症はしないという保証は語られていない。そしてずっと後で障害が発生しても補償する制度の説明がない。我々は本当にモルモットにされてしまうのであろうか。

この問題を語らずに政府は最終処分場の話をしていくが、とんでもないことである。今すぐ必要なのは、国民の健康を守ることである。もう一つ忘れてはいけないのは、発電所で命がけで働いている作業員の被曝防止対策が完全であること。被曝してしまった人の面倒を一生見るといふ契約がなされているかどうかを、検証しなければならない。

■国を失った国民

避難生活もここまで来ると限界に近いものがある。早く双葉町に帰りたいと町民の皆さんが語りかけてくるが答えようがない。私だって早く帰りたい。

私達の町は双葉にしかない。発電所は誘致してしまったが、事故が起きたからといって国有地にするなどありえない話である。放射線の除去作業をする努力もしていない中で議論されていることに憎悪を感じてしまう。国を失った国民がどのような苦勞をしているかを是非認識していただきたい。原因解明と十分な反省、それを基にした対策を大切な町民と話し合っ解決されることを私は望む。

帰れないということに対して、「諦める訳にはいかない。」例えば、人類の英知を結集した宇宙船では、完璧な人工環境で生活をしている。この基地を町に造り、何年もかけて少しずつ放射線を除去して、やがて町を復興させる。これを国と事業者の責任の下で、世界中の英知を結集してやって頂きたい。うまくいけば日本は世界中の原子力発電所から廃炉事業を引き受けることに繋がっていくのではないかと。

井戸川裁判報告《4月20日》

榎井通典

■井戸川裁判報告会 *この日の口頭弁論は中止延期

日時：2016年4月20日（水）10時～12時

会場：弁護士会館502号室

当日の朝、陽光を浴びながら駅までは自転車。通勤時間帯の車窓からの新緑が嬉しい。よい天気だ。

9時過ぎに東京地裁前に到着し、10時まで口頭弁論が中止延期になった報告と、学習会に変わったという連絡チラシを撒く。稲垣さんは「地裁の裏口の案内をする」と言って走って行く。井戸川さんと川根さんがマイクで説明する。人が集まってくる。

弁護士会館の502号室に入った時には、弁護団再スタートに至る井戸川さんの経緯報告が始まっていた。「信頼関係を築けなかった」という言葉に井戸川さんの悲痛な思いを感じた。新弁護団は、古川元晴弁護士と、古川史高弁護士(元晴氏実弟)を含む東京グリーン法律事務所の6名。若い工藤杏平弁護士の挨拶の後、古川元晴弁護士は「井戸川さんの思いを裁判にいかに反映させるか、誠心誠意頑張ります」と断言された。

10時20分からは古川元晴弁護士の講演。井戸川さんとの出会いは、今年1月、日本機械学会への論文「福島原発事故における想定外と責任—危険社会における“リスク管理”と“法”のあり方—」をもとにした講演会であったという。講演を聴き、昨年2月に出版された著書を会場で井戸川さんが購入してくれたそうだ。法治国家には不可欠な3つとして、①国会が安全基準を作る ②行政が規制する ③司法が違反に厳正な処分をする、がある。今回の事故はこの3つを欠いた状態で起こった。井戸川さんの裁判は、東電と国が安全と言って民をだまし大地と海を汚した無責任対応を、行政長として体験した“生き証人”の裁判としての意義がある。拙速を避けて慎重に、相当に準備期間を取り、証拠と理論両面から総点検作業をするとのこと。

古川弁護士は、1967年より検事、退任後2001年より10年間公証人を勤め、弁護士に転じて5年目になる。弁護士に転ずる直前の3月に福島原発事故があった。以来、事故の真相と問題の究明に取り組んできた。「私の考えは世の中の常識だと思うのに、学界では少数、出版も引き受けてもらえない。啞然としている。検察は東電を不起訴にしたが検察審査会が起訴相当と議決、東電幹部3人を起訴した。努力した甲斐があった。井戸川さんの裁判を引き受けたことは、弁護士冥利に尽きる。井戸川さんによかったと言われるように、法治国家として東電の責任を明確にする」と講演を結ばれた。そして、2人はしっかりと握手をした。



■学習会「後味の悪い事故処理」井戸川克隆氏

行政の長のポジションは与えられただけ。権力者ではない。最高責任者であって、偉いわけではない。双葉町町長時代、町長さんと呼ぶのはやめてくれ、といつも言っていた。伊方原発の山下町長は、原発事故も含め、この双葉町のことを学んでいない。今の規制庁はずるい。事故の予見の可能性があったのかどうか、認めたくないのだ。そもそも法が悪い。法は何なんだ？原発の敷地境界の外に出たものが第三者へ危害を与えることは、原発所有者の犯罪だ。末端行政長には力がないのでお願いするしかない。力があるのは経産省だ。

東電と国は事故前に「事故は起こしません」と約束していたのに事故を起こし、町と住民を壊した。やっていることは全部ウソ、放射線被害が計測不能とは、やっていないだけ。私たちは国から騙され続けている。年間20mSvもあって居住させる例などどこにもない。

テロで破壊された場合の原発被害について、外務省が東海原発で国の予算の2倍以上かかると試算していた。現状は営利企業の損を国民が負担している。被害者不参加で、加害者だけが事後処理をしている。この日本モデルで世界中が泣きを見る。避難所の旧騎西高校に東電の広瀬社長が来た時、百年分の借金をして処理をしろ、被害者である我々を味方にしろと言ったことがある。東電に最後まで放射性物質を片付けさせるのだ。そのためには支援と声をあげることが必要。世間に伝えていただきたい。本当に、伊方原発と川内原発が心配。なんと運転しているから止められないと言っている。予防的に止めさせる、危険を周知させることだ。

避難後の約束を取り付けないまま避難指示を受け入れ、自分の判断で町民を避難させた負い目がある。こんな私を訴えなさいと町民には言っている。目指す裁判は、東電、国に嘘をつかれたことを裁くことと、当時の町長としての責任を果たすことだ。

(新座市在住 世話人)

* * *

この他に、共同代表亀屋幸子氏の挨拶、共同代表川根眞也氏の学習会「政府の福島住民帰還方針、年20mSvは正しいのか？」共同代表木村結氏の挨拶があった。参加者約70名。

コラム 一歩一縁(いっぽいちえん) ふるさとふたば

幾田 慎一

皆さん初めまして。自分が福島県双葉町を離れてから、早いもので5年が過ぎてしまいました。この5年という時間の中には、いろんな葛藤がありました。現在は埼玉県加須市にお世話になっています。今回ほど「故郷は遠きに有りて思うものなり」の思いが、強く感じられたことはありませんでした。いかに自分が年を重ねて来たか、思い知りました。

それでは、双葉町を紹介したいと思います。双葉町は、海あり、川あり、山ありの自然が沢山ある素晴らしい町でした。なかでも海は、双葉海浜公園といって全国水浴100選に入る有名な海水浴場があり、キャンプ場としても毎年、県内はもとより県外からも沢山の人が訪れる人気の場所でした。自分達の小学生の頃は、もちろんプールなどありません。夏になれば前田川が自然のプールになり、毎日の様に皆で泳いでいました。

山も凄く身近にありました。山菜をはじめ山の恵みは沢山の山あり、キノコもいろんな種類のものが採れて、キノコご飯やキノコ汁など、季節の当たり前のものとして日常生活に溶け込んでいました。しかし残念なことに自分は山菜、キノコ類は嫌いで食べられないのです。しいて食べられるのはシイタケかな？それから、海や川での釣り。夏には川で天然のアユを釣って、竹串にさして炭火で塩焼きにして食べて

いました。この様に思い出しながら書いていると、本当に懐かしさが込み上げてきます。生まれ育ったふるさと、沢山の恵みを頂いたふるさと、今だからこそ思いだされる良さ。残念ですが、全てが原発事故で失われてしまいました。

ふたばの故郷を私達に返してください。なぜこのような世界に類のない原発事故が起きてしまったのか？なぜ、私達は自然豊かな素晴らしい故郷を追われなければならないのか？どの様に、何度考えても、納得のいかない気持ちで一杯です。

自分達の先人が、何代にもわたり時間をかけて築き上げたふるさとが、一瞬で止まってしまいました。このようなことが、現実にあって良いものでしょうか？自分達の生命財産が、今も脅かされているのが現状です。

原発事故があって、全国の沢山の皆さんにご支援を頂き、支えて頂きましたことを、この場をお借りしまして心より厚く御礼を申したいと思っております。

自分達の思いとしては、やっと5年が過ぎたんだと感じることです。本当は、2011年3月11日、午後2時46分で止まったままです。

(加須市在住双葉町民 世話人)



リカーショップ
IKUTA

ご案内

福島原発被害者による集団訴訟他(関東)

◆東京

【福島原発被害東京訴訟】

- ・第17回口頭弁論期日 5月18日(水)10時 東京地裁103号法廷 報告会 裁判終了後 場所：弁護士会館5階502(ABC)
- ・第18回口頭弁論期日 7月20日(水)10時 東京地裁103号法廷 【南相馬・避難20ミリ撤回訴訟】
- ・第4回口頭弁論期日 6月6日(月)14時 東京地裁 【東電株主代表訴訟】
- ・第25回口頭弁論期日 10月13日(木)10時 東京地裁103号法廷

◆神奈川

【福島原発かながわ訴訟】

- ・第15回口頭弁論期日 5月25日(水)14時 横浜地裁101号法廷 報告会・学習会 横浜情報文化センター6階15時
- ・第16回口頭弁論期日 7月19日(火)14時 横浜地裁101号法廷

◆千葉

【原発被害者集団訴訟】

- ・第21回口頭弁論期日 6月10日(金)14時 千葉地裁(新館)601号法廷 【原発被害者集団訴訟 第2弾(区域外)】
- ・第2回口頭弁論期日 6月30日(木)15時 千葉地裁(新館)601号法廷

◆埼玉

【福島原発さいたま訴訟】

- ・第11回口頭弁論期日 6月22日(水)15時 さいたま地裁101号法廷

◆群馬

【福島第一原発事故損害賠償請求事件(群馬訴訟)】

- 6月24日(金)、9月2日(金)10時 前橋地裁21号法廷

ご報告

◆井戸川裁判(福島被ばく訴訟)報告会

2016年4月20日、東京弁護士会館にて原告井戸川克隆氏と新弁護士団による新たな決意の報告集会が開かれました。当会HPに報告集会の動画、記事を掲載しております。
<http://idogawasupport.sub.jp/index.html>

今後の口頭弁論期日は、原告と弁護士団、裁判所の協議により決定となります。決まり次第、当会HPにてご案内いたします。

◆支える会発足について

2015年5月20日、前双葉町長の井戸川克隆氏は国と東京電力を相手に提訴し、井戸川裁判が始まりました。そして2015年11月6日、「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」を立ち上げました。

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員を募集しております。皆様のお力が原告の支えになります。また、寄付によるご支援も歓迎いたします。何卒よろしくお願い申し上げます。

入会を希望される方は、郵便振替用紙に以下事項を記入の上、年会費1000円をお振込ください。

- ・通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など
- ・郵便番号・住所・氏名・電話番号・メールアドレス

口座番号：00110-6-361267

口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会